

お支払方法について

1. 内容によって支払方法が異なりますので、以下のとおりお願いいたします。

2. 施設利用料金 について

- (1) 施設利用料金（宿泊料金等）は、原則、前納となっております。
- (2) 入所時（8時30分～17時30分）に1階事務所にてお支払下さい。
- (3) 個別で領収書を発行する団体は事前に FAX 送信により宛名等をお伝え下さい。
- (4) 敷布団及び毛布を汚した場合（おもらし等）は、クリーニング代として追加徴収
します。

※追加徴収 ●敷布団1枚 2,000円 ●毛布1枚 1,500円

- (5) テント泊の場合、悪天候によりやむを得ず途中でキャンプ場から宿泊室へ移動した場合は、キャンプ場料金とする。但し、シーツ代は徴収します。
- (6) テント泊から宿泊室へ予定を変更した場合は宿泊料金（シーツ代含む）となります。
- (7) テント泊で寝袋を使用した場合、寝袋代1個160円を徴収します。（H30年度より）
- (8) テント泊で使用した寝袋を汚した場合（おもらし等）は、クリーニング代として、1枚2,000円を徴収します。

3. 減免申請について

(1) 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条規則第4条第1項に基づき、あらかじめ沖縄県立青少年の家の設置利用料金免除申請書（第4号様式）の提出が必要です。

(2) 利用料金の免除は、条例規則第4条第2項第1号～3号に該当するものです。

第1号 児童生徒（就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として利用する場合

第2号 療育手帳又は詩精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が利用する場合。

第3号 沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に利用する場合。

(3) 教育課程に基づく教育活動に該当し、免除対象となる利用形態

幼稚園（お泊り保育）、小中高（自然学習・宿泊体験、社会見学、リーダー研修【生徒会】、学校主催及び沖縄県主催の研修）

※部活動（練習・大会等）、各種大会（県主催を除く）に係る宿泊は免除対象ではありません。

(4) 施設を利用する団体の児童、生徒を引率、指導する者のうち、全児童・生徒数の1割
（端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入した数）が免除対象となる。
ただし、団体の児童、生徒が5人未満のときは、その「引率者」は1名とする。

4. 食事（野外炊飯含む）について

- (1) 食堂は、原則10食以上で利用可能です。
- (2) 10食以下の場合は、各自でお願いいたします。
但し、他の団体利用により10食以上になる場合は、食堂の利用可能です。
- (3) 食事、野外炊飯の食材等は食堂にてお支払をお願いいたします。
- (4) 野外炊飯で使用した豆炭、薪代は事務所にてお支払となります。
- (5) 個別で領収書を発行する団体は事前に FAX 送信により宛名等をお伝え下さい。
※注意：領収書の再発行は郵送料が発生します。
- (6) 食材・食品の持ち込みは原則禁止（6月1日～10月31日）です。※弁当等も含む
但し、お米の持参は可能です。
- (7) お米、その他食材の持ち込みについては、担当職員と調整して下さい。
- (8) 野外炊飯のメニューによって持参する物が異なりますので、担当職員と調整確認下さい。